



川越

—No. 375—

1月25日

■発行所 川越市役所 ■電話 川越(0492)24-8811(代) ■発行人 川越市長 加藤 龍二 ■編集 企画財政部企画課

新年度から会費値下げ

—入院見舞金制度も新設—

市の交通
災害共済



会費

大人300円、中学生以下150円に

正月早々の大きなニュースが、長野県青木湖のバス転落による交通事故で、一瞬のうちに、多くの若いスキーヤーが亡くなるという痛ましいものでした。

このような交通事故をとかく他人ごとのように思いがちですが、私たちの身のまわりには事故につながる原因がたくさんあり、いつあなたや家族に及んでくるかわかりません。

昨年川越市内では、交通事故で十一人が尊い生命を失い、千三百二十四人が負傷しました。死傷者は前年に比べて減少してはいますが、まだ一年間に千人以上の方が負傷している現状です。

私たち一人一人が交通事故にあわないように心がけるのはもちろんですが、市では万一の事故のことを考え、市民の皆さんがわずかな会費を出し合い市民相互の助け

合いを行う「交通災害共済制度」を実施しています。この制度は、交通事故にあわれた方々に対し見舞金を支給し、当座の費用にあてていただくというものです。

交通災害共済で 安全な毎日を



見舞金

入院一日につき五百円

昭和五十年から会費を従来の大人三百二十円を三百円に、小人(中学生以下)二百円を百五十円にそれぞれ値下げします。また、交通事故で入院した場合の費用を少しでも軽減するように、五十年四月一日以後の事故から警察の事故証明書を提出すれば、入院一日につき五百円の見舞金を従来の見舞金に加算して支払うことになりました。

不慮の場合に備え、家族そろって市の交通災害共済に加入しましょう。(関連記事は次頁)

主な内容

- 市の交通災害共済・新年度から会費値下げ、人口のうごき……………1P
- 交通災害共済制度の概要、49年中の交通事故、市県民税の申告、被保険者証の検認受付、所得税の所得計算説明会のごあんないほか……………2～3P
- 保留地公売のお知らせ、国土法・土地売買などの届出制度、暖房器具の火災防止、同和問題をみんなで考えようその⑨ほか……………4～5P
- 写真ニュース、まちのひろば……………6～7P
- 学校給食費改訂、かしこい消費生活展、あき地の雑草を取りましよう、愛犬の登録と狂犬病予防注射、中央・南公民館の講座案内ほか……………8～9P
- ぼくらの作文、市民会館の2月の主な催しもの、句会だよりほか……………10P
- 市議会編……………11～16P

人口のうごき 1月1日現在

人口	216,247人
(前年同期)	206,301人
男	109,751人
女	106,496人
前月比	827人増
世帯数	62,718世帯
出生	439人
死亡	78人
転入	1,392人
転出	926人





川越市交通災害共済制度の主な内容は次のとおりです。

▽対象になる事故△

見舞金支給の対象になる事故は道路交通法第二条第八号に規定する車両（自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス）の交通による人身事故（過失による自損行為を含む）で、国内で発生したものです。

見舞金の対象となるのは、次のような事故の場合には、共済見舞金が支給されませんから、承知ください。

- ▽自らの故意によるもの（あたりや、自殺など）
- ▽無免許運転の場合
- ▽飲酒運転の場合
- ▽地震、噴火、津波に起因した交通事故の場合

加入資格と会費

市内に住んでいて、川越市の住民基本台帳に記録されている方および外国人登録をされている方なら、どなたでも加入できます。

会費は、年額で一般が三百円、中学生以下（四月一日現在）は百五十円です。ただし、十月以降に加入した場合半額になります。

見舞金の請求手続

共済見舞金を受けるときは、次の書類を市役所交通対策課へ提出してください。

- ▽交通災害共済の会員証
- ▽交通事故証明書（警察署で発行したもの）
- ▽医師（歯科医師、柔道整復師を含む）の診断書か検案書

※そのほか必要に応じて指示する書類

※なお、共済見舞金の請求できる期間は、事故発生の日から一年以内です。

加入率は四五・六%

49年度の状況

昭和四十九年度（十一月末現在）の交通災害共済事業の状況は次のとおりです。

昭和四十九年度（十一月末現在）の加入率は四五・六％、加入者は九万八千二百八十五人（大人：六万六千七百七十八人、小児：三万一千八百八十八人）で加入率は四五・六％。会費収入は二千六百八十五万五千四百六十円、支払った見舞金は一千五百五十九万九千二百三十四円（三十二人）。

▽三十日以上の傷害 二百三十二万六千六百六十六円（六十六人）

▽三十日未満の傷害 二百六十九万五千四百九十九円（百八十九人）

▽傷害の程度が上級に移行したものは 三十二万五千円（九人）

▽交通遺児見舞金 十五万九千九百九十九円（三人）

目立つ死者の減少

49年中の交通事故

昭和四十九年中の市内の交通事故状況が、下表のようにまとまりました。

これで見ますと、事故件数、死者数とも前年より減少しており、特に死者は十一人と大幅に減少しました。死者の内訳では、十一人のうち七人がいわゆる弱い立場にある歩行者あるいは自転車に乗車中のものです。

そこで、子どもをお持ちの皆さんは次のことに注意をしてください。

- ▽子どもといっしょに外出するときは子どもを道路の外側にし、手をしっかりとつないで歩きましょう。
- ▽道路を渡る時は、必ず近くの歩道橋か横断歩道を渡るように子どもたちによく教をしましょう。
- ▽駐車してある車両のそばでは、子どもたちを遊ばせないようにしましょう。
- ▽交通事故が最も多い時間は、午後四時から六時ごろまでです。この時間は、子どもたちが下校し遊びに出る時間です。道路で遊ぶときは、道路の端へ出るべきでなく、道路の真ん中を歩かないように注意をしましょう。

種別	人身事故			物件事故
	件数	死者	傷者	
49年	947件	11人	1,324人	969件
48年	1,191	20	1,636	1,097
増減数	-244	-9	-312	-128
増減率	-20.5	-45	-19.1	-11.7

市県民税の申告

期間は2月15日～3月15日

昭和五十年年度の市県民税の申告時期が近づいてきました。申告に必要な書類を今のうちに整理しておきましょう。

また、所得税の確定申告も同じ時期です。忘れずに申告してください。

申告をする人

本年一月一日現在川越市に住んでいて、昨年中に所得のあった人および川越市内に住所はないが事業所や家屋敷などがある人は、申告をしなければなりません。

ただし、勤務先から給与支払報告書が提出されている人および川越税務署に確定申告書を提出した人は、市県民税の申告は不要です。



昨年の申告風景

申告は期限内に

申告の期間は二月十五日から三月十五日までです。提出していただく申告書は市県民税の課税資料になるばかりでなく、事業税・国民健康保険税・福祉年金などの資料にもなる大切なものになります。必ず期限内に申告をしてください。

市県民税申告受付日程

2月15日	霞ヶ関北公民館
2月17～19日	大東公民館
2月20～22日	高階公民館
2月24・25日	芳野公民館
2月26・27日	古谷公民館
2月28～3月1日	南古谷出張所
3月3・4日	福原公民館
3月5・6日	霞ヶ関公民館
3月7・8日	名細公民館
3月10日	山田公民館
3月11・12日	南公民館
3月11～15日	市役所5階特設会場

※申告の受付時間は、各会場とも午前9時から午後4時（土曜日は午後3時）までです。

出張受付の日程

市県民税の申告受付は別表の日程で行います。また、もよりの会場へお出かけください。

なお、期間中市役所市民税課でも受け付けますが、担当者の大部分は出張してまいりますので、なるべく出張受付会場で申告してください。

農家の皆さんへ

現に耕作しているA農地・B農地の固定資産税は、農業所得の計算上標準外経費として控除できることになりました。該当する人は申請書を提出してください。用紙は市民税課に用意してあります。

④地方税法が改正されますと、現行の諸控除額が引き上げられる見込みです。

※くわしくは市民税課（☎24）八八二一、内線八三二四へ。

被保険者証の検認受付

市県民税の申告会場で

川越市国民健康保険の被保険者の皆さん、被保険者証の検認を受けてください。現在皆さんが所持している被保険者証は、本年三月三十一日有効期間が切れます。四月一日からは使用できなくなります。

そこで、市県民税の申告と同じ会場別表の日程で被保険者証の検認を受けてください。

※くわしいお尋ねは、保険年金課（☎24）八八二一内線二六二へ。

所得税 所得計算説明会の

譲渡所得

貸家や貸地などをお持ちの方は不動産所得の申告が必要ですが、所得の算出のしかたがよくわからないという方のために、収支計算書の書き方について、次のとおり説明会を開きます。ぜひご利用ください。

▽日時：二月十三日（休）・十四日（金）十七日（月）

いずれも午前九時～午後三時（午後三時～午後五時）

▽日時：二月十八日（火）・十九日（休）

両日とも午前十時から午後一時までのそれぞれ二回。

▽会場：市役所七階会議室

※当日は申告書の受付はしません（川越税務署 ☎24）二四二一

優良調査員などを表彰

一 埼玉県統計大会で

▽工業統計調査員、吹浦春夫（脇田本町二一）▽工業統計調査員、田本町二一

▽通商産業大臣表彰（敬称略）

▽内閣総理大臣表彰

▽住宅統計調査員、佐々木利右衛門（吉田七二四）▽住宅統計調査員、川越市

▽通商産業大臣表彰

▽工業統計調査員、上野田町二七

▽工業統計調査員、柳亀屋（仲町四）

▽工業統計調査員、岡安浅太郎（中原町二二三）



保留地公売のお知らせ

一砂新田の5区画一

市で施行している高階第一土地区画整理事業の保留地を、次の要領で公売します。

〈公売する土地〉…大字砂新田地内、5区画
 〈公売方法〉…一般競争入札によって最高価格者に売却します。

- 〈条件〉
- ① 入札は1世帯1区画。入札に参加できるのは県内に引き続き3ヵ月以上居住する方または県外から市内に勤務している方です。(この場合、住民票または勤務先の在籍証明書が必要で)
 - ② 不動産売買を営む方および今までに市施行の土地区画整理事業の保留地を取得した方は参加できません。
 - ③ 落札した保留地は、2年を経過しないと譲渡はできません。
 - ④ 土地代金は50年3月15日までに納入してください。

〈現地案内と説明会〉…入札の説明会および現地案内は、2月11日(祝)午前10時と午後1時の2回、区画整理課の現場事務所で行います。
 〈入札期日〉…2月16日(日)午前10時から区画整理課現場事務所で行います。入札参加者は必ず認印をお持ちください。

※公売土地の地積、最低価額、入札保証金は別表のとおりです。

※このほかくわしいことは、区画整理課(☎24-8811内線561~5)へお尋ねください。

番号	地積(m ²)	最低価格(円)		入札保証金(円)
		㎡当り単価	金額	
1	288.38	50,957	14,695,000	700,000
2	296.68	48,105	14,272,000	700,000
3	316.22	39,023	12,340,000	600,000
4	352.51	37,808	13,328,000	600,000
5	155.83	41,076	6,401,000	300,000

※1番は建物付です。

国土法

高額の場合には勧告も

土地売買などの届出制

地価の上昇を抑制し、適正な土地利用を図ることを目的とした国土利用計画法は、昨年十二月二十四日から施行され、一定の広さ以上の土地の売買などの契約をするときは、売る人も買う人も「土地売買等届出書」を知事に提出しなければならないことになりましたので、この届出制度についてお知らせします。

届出が必要な場合

① 売買などをしようとする土地の面積が、市街化区域内二〇〇〇平方メートル、市街化調整区域内五〇〇〇平方メートル、その他の区域内二〇〇〇平方メートル以上である場合、ただし、開発業者などが多数の土地所有者

から用地を取得する場合とか宅地を多数の人に分譲する場合のように、一つ一つの取り引きはこの基準以下でもまとめると(一団の土地としてみると)基準に該当するような場合は届出が必要で、

届出が不要な場合

次のような場合には、その土地

から用地を取得する場合とか宅地を多数の人に分譲する場合のように、一つ一つの取り引きはこの基準以下でもまとめると(一団の土地としてみると)基準に該当するような場合は届出が必要で、

手続

「土地売買等届出書」に土地の売買などの予定価格や利用目的などを記載し、必要な書類を添えて、その土地が所在する市町村長を経由して知事に提出します。

届出書の用紙や記載要領は、市役所企画課と土木事務所を用意し

の面積が基準以上でも届出は不要です。

なお、この届出書を提出しますと、それから六週間の間はその土地について売買などの契約を締結することができなくなります。

審査

この届出がなされると、知事は予定対価や取得後の利用目的などを審査して、その結果予定対価が周辺の土地の価格より高すぎるとか、定められた土地利用の計画と比べてみて望ましくないときなどは、土地利用審査会の意見をきいて、土地取引の中止や価格を下げて契約することなどを売買の当事者に勧告します。そしてこの勧告に従わなかった場合には、知事はその旨を公表することができるとされています。

罰則

この届出をしないで売買などの契約を締結したり、虚偽の届出を

をしますと、六ヵ月以下の懲役または三十万円以下の罰金に処せられますので、該当する方は必ず届け出るようお願いいたします。

なお、くわしいことは左記にお問い合わせください。

▽市役所企画課 ☎24-1881-1
 内線四三二
 △川越土木事務所 ☎1-21-210

個人住宅建設資金の貸付

郵便貯金で受けられます

郵政省では、国民の皆さまに広くご利用いただいております個人住宅の建設資金貸付のほか、新しく住宅金融公庫から個人住宅の購入資金の割増貸付(一般貸付限度額に、最高百七十五万円を割り増して貸し付けるもの)の取り扱いを受け付けることになりましたので、ご希望の方はお申し込みください。

取扱期間は一月六日から二月末日までで、希望者は抽選の上当選された方に限って住宅積立貯金の申し込みを受け付けます。

(注)個人住宅資金の貸し付けは民間建設業者が建設した住宅で住宅金融公庫法に規定する「新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの購入」のための貸し付けで、その内容は①高層住宅購入資金貸付(対象はいわゆるマンション等)、②計画販売住宅購入資金貸付(対象は公庫融資付のもの)となっています。

くわしいことは郵便局の窓口でお尋ねください。

(川越市内各郵便局)

暖房器具の火災防止

取り扱いには慎重に

本格的な寒さの到来で、暖房器具は毎日の生活になくてはならないものになっています。最近暖房の効率化や合理化などから、セントラルヒーティングをはじめデラックスなものも普及してきていますが、一般家庭では、やはりストーブとこたつが最も多く使われています。

昭和四十八

ストーブの扱い

① 出入口、通路、階段下など入りの出入りする場所では使用しない。

② カーテン、ふすま、障子などの燃えやすいものの近くで使用しない。特にカーテンは風にあおられて、ストーブに接触する恐れがあるので十分注意する。

③ 狭い部屋に置く場合は歩行などの邪魔にならないようにする。

④ 小さな子どもがいる家庭では、ストーブのまわりを棒で囲むなど手が触れないようにする。

⑤ 初めて使用する器具は説明書をよく読んで正しく使う。

⑥ 使われていないものでも十分に手入れと点検をする。

石油ストーブは自動消火装置付のものに

灯油を燃料とする移動式のストーブは、前にもお知らせしましたように、地震などの際自動的に消火する装置を備えたものを使用しなければなりません。現在使用されているもので自動消火装置のないものは、昭和五十三年三月三十一日までに切り替えをしていただくこととなりますのでご注意ください。



暖房器具の火災防止

電気こたつの扱い

① たこ足配線で使用しない。

② ヒューズが切れたときは、正規の「温度ヒューズ」を使う。

③ コンセントやプラグのゆるんでいるものは取り替える。

石油ストーブの注意点

④ せんとく物の乾燥用などには使わない。

⑤ 使用後はスイッチを切るだけでなく、コンセントからコードを抜く。



テレビの防災番組

消防庁提供のテレビ防災番組を、ご覧ください。

二月分の放映予定は次のとおりです。

◎日本テレビ(主婦向け)
 毎週土曜日、午前八時四十五分~五十分
 △一日火災による犠牲者をなくそう

▽八日身まわりの火災原因

▽十五日あなたにもできる初期消火

▽二十一日春の火災予防運動

◎フジテレビ(一般向け) 毎週日曜日、午前八時五十分~九時

▽二日地震の震度と行動

▽九日地震の震度と被害

▽十六日一九番通報はこうして

川越地区消防組合消防本部では火災の早期発見と初期消火に協力された方に対し、感謝状を贈り表彰しています。

今回の受賞者は次の方です。

(敬称略)

▽坂本己代治・千代子(新宿町一四一四、鉄鋼業) 新宿町一四一三で発生した火災の初期消火の功勞

▽近藤フミ(神明町三三二〇、主婦)、松本久代(同三三一九、同)、浅倉松子(同三三三〇、同)、池田順子(同三三二五、同) 神明町三三二二で発生した火災の初期消火の功勞

同和問題をみんなで考えよう

これは、日本の歴史のなかで同和問題がいつどうして発生したのかを振り返ると、たゞたかを考へ、正しい理解をした上で、部落差別を完全に解消しようとするシリーズです。

新しい負担

このように、生活を支える大切なことが取り上げられる結果になつたばかりではなく、それまでなかつた新しい負担が加わって、部落の人々の生活は一層苦しくなりました。

新しい負担といふのは、兵役・納税・教育の義務です。

明治政府は、欧米諸国の圧迫をはねのけ、これらと肩を並べられる近代国家を一日も早くつくり上げるために、産業の振興軍備の増強に力を入れました。

そのため、一八七三年(明治六年)一月に徴兵令を発して、二十歳以上の男子に兵役の義務を課することにしたのです。が、官吏や富豪など特定の人にはその義務を免除しておきながら、貧農や部落の人々の子弟は残らず兵隊にとるといふ差別的な取り扱いをしました。

また同年七月に行われた地租改正は、封建的な年貢を地価課税の

金納に改めた租税制度の改革でしたが、一方では、年貢を免除されていた部落の土地(領主に皮革を納めたり役人足に出る代償として地租を免除されていた。除地とか見捨地と呼ばれる土地がかなりありました)にも一律に課税して少しでも税収をふやそうとしたものです。

そういう事情でしたから、農民にとつては物納が金納に変わっただけで負担の重さは少しも緩和されませんでした。そして地租を納める人には地券が交付され土地所有権が認められたことから、重税に耐えきれなくなつて土地を手放す農民や部落の人々が多くなると同時に、これらの土地を買い集めて資産をふやす寄生地主ができてきました。土地を耕作しない寄生地主は、重い地租もつくり小作料に上乗せしてしまいましたのでふところを痛めることはなく、実際に耕作する自作農や小作農は全部自分で負担しなければなりません。こうして貧富の差はますます広がっていきました。

義務教育の制度は、一八七二年(明治五年)の学制公布から始まり、(明治五年)の学制公布からはじまりました。(保護者に対してその子弟に教育を受けさせることにはつきり義務づけたのは、一八八六年の小学校令です。)

しかしこの当時の小学校は、義務教育といつても、月謝が五十銭(今のお金にすると約五千円)もかかりましたので、非常に貧しい部落の人々にとっては、子どもを学校へあげるのはなかなかむずかしいことでした。

おとなの自覚新たに
第26回 川越市成人式

1月15日(成人の日)、川越市民会館ホールで第26回川越市成人式が行われました。今年の該当者は市内で3,202人(男…1,736人、女…1,466人)です。該当者は、この日を機に晴れておとなの仲間入りをしたわけですが、それぞれ思いを新たにしたことでしょう。



日頃の活動状況を発表

第6回 川越市子ども会大会

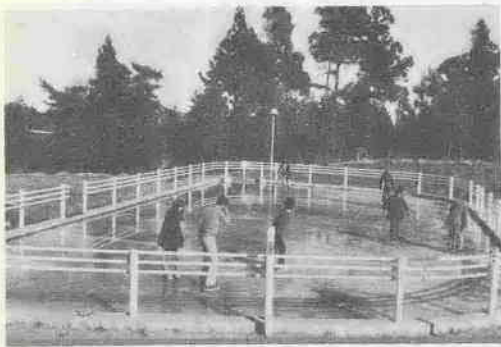
1月12日、市民会館ホールで、「川越をよいふるさとに。」をテーマに第6回川越市子ども会大会が開かれました。この大会は、みんなで力を合わせて、明るい住みよい「ふるさと、川越をつくるために、子ども会活動をより盛んにしよう」と開かれたものです。当日、市民会館には、市内の子ども会の代表1,620人が参加、中央小地区・通町子ども会など5つの子ども会が日頃の活動状況を発表しました。



スケートリンクへどうぞ

川越市山の家

比企郡都幾川村にある川越市山を家の「スケートリンク」が今年も1月12日から滑走可能になりました。このスケートリンクは、48年1月にオープンし、今年で3年目、広さは、約300㎡、滑走料は、入園料・滑走料貸グツ(1時間)合計おとな…280円、こども…180円です。滑走可能期間は、1月中旬から2月下旬ごろまでです。市民の皆さん多数おでかけください。



写真ニュース

みなさんのまわりで明るい話題がありましたら、企画課広報係までご連絡ください。

消防に新たな決意

—消防出初め式—

1月6日、昭和50年消防出初め式が消防庁舎で、消防本部、各分署、各分団の関係者多数が出席し行われました。式の後、2班に分かれて市内パレード、また上戸運動公園で一斉放水を行い、今年1年の消防に対する決意を新たにしていました。



成人を祝って

西福寺の「もちつき踊り」

1月15日(成人の日)、南大塚の西福寺で恒例の「もちつき踊り」が行われました。この行事は、2～3百年前から伝わる伝統の行事で、もちつき後、神社にウスをひきずって行く奉納行事が行われるところから「ひきずりもち」ともいわれています。昔は、子どものおびとときの祝いにひきずりもちとして行われたものですが、現在は、成人になった人を祝う行事として行われています。当日、西福寺境内には、県内はもとより県外からも見物人やカメラマンが訪れ、足の踏み場もないほど混雑しました。

まちのひろば

第三回書初め展
四百点余り出品

—高階公民館—
一月十八日(土)・十九日(日)の両日高階公民館で、高階公民館・高階書道愛好会共催の「第三回書初め展」が開かれました。この書道展は、広く健全な書道の普及と書道教育の振興に寄与しあわせて技術の向上をはかることを目的として開かれたもので、学生部・一般の部合わせて四百点余り出品されました。

南古谷 楽しい対局
—新春囲碁大会—

一月三日(金)、今泉集会所で、南古谷地区新春囲碁大会が行われました。この大会は今回で三回目、当日は、腕に覚えのあるベテラン二十人余りが出場し、新春初対局を楽しんでいました。
川越ロータリークラブ
十二月二十四日、川越ロータリークラブ(会長、高山久兵衛さん)社会奉仕委員長、嶋田勝郎さん)の代表が加藤市長を訪れ、「歳末助け合い運動協力寄金」として十



万円を手渡しました。市では、早速社会福祉協議会へ送り、恵まれない人たちのために使うことにしました。
珍らしい
飽食神事
大竹地区の一升講
一月九日(木)、名細の大竹地区で同地区春日神社に伝わる珍らしい神事・一升講(市指定・無形民俗文化財)が行われました。当日は、当番にあたった氏子の家へ各氏子の代表者が集まりテンコモリに盛ったアカノゴハンとシロノゴハンを食べ、今年一年の国内安全・無病息災を願いました。この行事は、キウジツキの儀、オテモリの儀、さらにオニギリの儀等に分かれており、日光輪王寺の強飯式に似た珍しい飽食神事の一つです。

少年サッカー・バドミントン大会

—山田地区—
一月九日(木)、山田公民館・同地区子ども育成会共催の「山田地区対抗少年サッカー大会・バドミントン大会」が行われました。サッカー大会は、山田小中学校庭で八チーム・百二十人余りの選手が参加して行われ、すばらしいシュートやドリブルが見られ接戦をくりひろげました。また、バドミントン大会は、山田小中体育館で八チーム・百二十人余りの選手が参加して熱戦を展開、みごとにサーブやスマッシュが見られ、日頃の練習の成果を発揮していました。

古谷 楽しい対局
—新春囲碁大会—

一月七日(火)、古谷小学校々庭で古谷地区第三回親子の集い(バドミントン大会)が行われました。昨年までのバドミントン大会は、子どもたちだけのものでしたが、今年からはお母さんたちも参



加して、新たに親子の集いとして再出発したものです。今大会には、十六チーム(二十一人の計十人)が参加。子どもとお母さんがペアとなり、ダブルスで試合を行いました。
練習の成果
十分に発揮
福原中の新春競技大会
一月十八日(土)、福原中学校で、同地区少年会(中学生が対象)・福原中学校・同公民館共催の「新春競技大会」が開かれました。この大会は今年で三回目、将棋カルタ(百人一首)、タコあげ、バドミントンの四種目に、各地区少年会を代表する八十二人の生徒が参加しました。各参加者は、この大会をめざして、冬休みに練習をかさねたもので、各競技とも、この練習の成果を十分発揮して、すばらしい競技大会でした。

五十枚を寄付
—藤間の沢田さん—

十二月二十七日(金)、沢田栄一さん(大字藤間五三三)が、高階出張所を訪れ、「高階地区の生活保護世帯へ配ってください」と、のしもち五十枚(一俵で約三十枚)を寄付しました。沢田さんは、四十八年暮れにも寄付しており、今回で二回目。高階出張所では、早速、同地区の民生委員さんを通じ、各生活保護世帯へ配布しました。

世界の食糧問題が大きくクローズアップされていますが日本の麦生産は年々下火になる一方です。そこで、市では麦生産を再び向上、発展させ、また

下老袋の弓取式
○二月十一日(例)、下老袋・水川神社(大下行き東武バス、老袋下車、徒歩五分)
○その年の五穀豊穡を占う行事として
伝わる。
(県指定無形民俗資料)

おしらせ

新春にスタート！各種の講座

中央公民館／南公民館／婦人会館

日本史の中の川越

この教室では、日本の歴史の中に私たちの川越がどう位置づけられ、どんな役割を果たしてきたかについて学びます。
期日…2月18日から3月18日までの毎週火曜日、計5回。
内容…古墳時代の川越、戦国時代の川越、城下町としての川越、古文書の中の川越等
参加費…300円。 定員…40人。

初心者教室

期日…2月17日から3月24日までの毎週月曜日、計6回。
内容…将棋の歴史とマナー、コマの動かし方・とり方、実戦。
経費…参加費300円、テキスト代200円、計500円。 定員…30人。

囲碁初心者教室

期日…2月13日から3月27日までの毎週木曜日、計7回。
内容…囲碁の歴史とマナー、碁の打ち方、

償却資産の申告は

……お済みですか……

昭和50年度償却資産の申告書は、1月31日(金)までに提出してください
資産税課(☎24-8811、内線841)

12月中の火災と救急出動

〈川越地区消防組合管内〉

Table with 4 columns: 火災, 救急出動, 交通事故, 急患, 其他. Rows for 12 months and 49 years total statistics.

早春の盆栽展

……数々の名品・水石の陳列……

期日…2月8日(土)の正午～11日(火)の午後3時(9・10日は午前9時～午後5時)
会場…中央公民館
入場無料。相談コーナーもあります。



文＝章＝教＝室

正しい文章表現力を養うために

期日…2月10日から3月17日までの毎週月曜日、計6回、午後6時～8時。
会場…南公民館(新宿町1-17-7)
内容…文章を書く手順、文・ことば・表記主題の選択、材料収集と配列、文章構成の原理など、ホームプロジェクトとして課題文作成・添削指導を行います。
対象…市内在住、在勤の成人
経費…受講料無料、ただしテキスト・資料・添削料として1,300円。
申込…1月30日(木)から南公民館で受け付けますので、経費を添えて直接申し込みください。ただし、定員(40人)になり次第締め切ります。
※くわしくは、南公民館(☎43-0038)へお問い合わせください。

早春の盆栽展

……数々の名品・水石の陳列……

期日…2月8日(土)の正午～11日(火)の午後3時(9・10日は午前9時～午後5時)
会場…中央公民館
入場無料。相談コーナーもあります。

あき地の雑草を

取りましよう

最近乾燥した日が続く、あき地に繁茂している雑草等はたいへん燃えやすくなっています。あき地の所有者(管理者)の方は管理を万全にしてください。
なお、皆さんの近所に雑草等が繁茂して火災などの危険があるあき地のある場合には、衛生課(☎24-8811、内線252-3)へご連絡ください。

あき地の雑草を

取りましよう

最近乾燥した日が続く、あき地に繁茂している雑草等はたいへん燃えやすくなっています。あき地の所有者(管理者)の方は管理を万全にしてください。
なお、皆さんの近所に雑草等が繁茂して火災などの危険があるあき地のある場合には、衛生課(☎24-8811、内線252-3)へご連絡ください。

あき地の雑草を

取りましよう

最近乾燥した日が続く、あき地に繁茂している雑草等はたいへん燃えやすくなっています。あき地の所有者(管理者)の方は管理を万全にしてください。
なお、皆さんの近所に雑草等が繁茂して火災などの危険があるあき地のある場合には、衛生課(☎24-8811、内線252-3)へご連絡ください。

学校給食費改訂
1ヵ月200円の増額
一月分から引き上げになりました。
これは、昨年の九月九日から、牛乳代が一本につき四円四十三銭値上げされるなどの最近の諸物価の引き続く高騰のため、今回暫定措置として月額二百円の増額を決定し、下記の表(単位円)のようになりましました。

愛犬の登録と予防注射
お済みですか?
愛犬の登録と狂犬病予防注射はもうお済みですか?
昭和49年度
犬 登録と狂犬病予防注射はもうお済みですか?

おしらせ

フランスししゅう講習会

期日…2月13日から3月27日までの毎週木曜日、計7回。午後部の部、夜の部。
内容…クッション、エプロン、枕カバーのうち希望のものを作製
経費…ししゅう材料とクッションの材料費として1,600円。その他の作品については作製のとき実費徴収します。

ひな人形を作ませんか

木目込人形講習会
期日…2月14日から3月14日までの毎週金曜日、計5回。午後部の部、夜の部。
内容…木目込のひな人形と小品の作製。
経費…ひな人形代3,000円。その他小品については、作製のとき実費徴収します。
〈以上各講座の申し込み上の注意〉
対象…市内在住、在勤の女性(学生は除く)
時間…午後部の部=午後1時30分～3時30分。夜の部=午後6時～8時。定員…各部20人
会場…婦人会館(脇田新町10-2)
申込…どちらも2月3日(月)、午前10時から婦人会館で受け付けます。講座受講申込書に記入の上、経費を添えて申し込みください。定員になり次第締め切ります。なお講座受講申込書は婦人会館および市民サービス課に

用意してあります。くわしくは、婦人会館(☎42-6346)へお問い合わせください。

農業センサスにご協力ください

2月1日付で行われます
全農家が対象になります。
世帯員、土地、収穫面積、施設園芸、農産物の販売金額を調べる国の統計調査です。
調査員が近くお伺いしますので、よろしくご協力ください。
企画課統計係(☎24-8811、内線435-6)

市民サービス課の相談業務
市民サービス課の相談業務には、一般行政・交通事故・法律・建築・結婚・内職・パート相談および市政相談があり、それぞれ専門の弁護士、行政相談員、民生委員、内職相談員、建築士、学識経験者、市職員が担当しています。
ここで、これらの方々のお名前を一部紹介いたします。(敬称略)

一般相談・結婚相談担当
▽須長みや子(小仙波町四一-一) ☎24-4755
▽萩島 絹(小仙波町一-二) ☎24-1758
交通事故相談担当
▽井深錠夫(脇田本町六一-二) ☎24-1358
法律相談担当
▽渡辺 武(宮下町二四、☎24-1347)
▽宇津木浩(東京都千代田区三崎町二一-二) ☎03-2617-6455
▽川口雄市(東京都千代田区二番町一、番町ハイツセ〇二号) ☎03-2611-2366
▽高野重秋(同右)
▽松倉秋之助(連雀町二九-一) ☎24-10495

おしらせ

冬季農業講座

現地研修もあります
期日…農業講座=2月7日(金)・8日(土)、現地研修=2月10日(月)
会場…農業講座=市民会館会議室 現地研修=全農農業技術センター(平塚市)
〈日程〉 (敬称略)

Table with 4 columns: 月日, 時間, テーマ, 講師. Rows for 2.7 and 2.8.

身障者の職業訓練生募集

2月15日(土)まで、東京身体障害者職業訓練校では、4月入校の訓練生を募集中です。くわしくは、川越公共職業安定所身体障害者援護係(☎42-0197)へお尋ねください。

第31回県民劇場

民芸公演「赤ひげ」

日時…1月31日(金)、午後6時開演
会場…埼玉会館ホール(浦和市高砂3-1)
※お問い合わせと電話予約は埼玉会館事業課(☎0488-29-2471、内線207-8)へ。

ゴミ代替え収集

建国記念日 → 10・12日

2月11日は建国記念日のため、ゴミ収集はお休みします。その日の収集予定地区(火・金地区)は、前日10日(月)と翌12日(水)に収集しますから、お間違いのないよう、それぞれの集積所へ出してください。

〈前日10日収集地区〉
連雀町、新富町1・2丁目、中原町1・2丁目、新宿町1・5・6丁目、仙波町1・3・4丁目、小仙波町1～5丁目、西小仙波町1・2丁目、旭町1～3丁目、通町、南通町、松江町1丁目、田町、野田町1・2丁目、東田町、脇田町、脇田新町、広栄町、六軒町1丁目、三光町、久保町、角栄商店街、大東地区(殖産住宅)、野田月吉
〈翌12日収集地区〉
霞ヶ関北出張所管内(角栄団地)、南古谷出張所管内、高階出張所管内(砂新田南、五ツ又、砂新田武蔵野、藤原町、藤間南、熊野町、諏訪町、稲荷町、清水町)

一家屋調査

現在、新增築家屋の調査が行われています。市の調査員がお訪ねしますから、該当する方はご協力ください。
資産税課家屋係(☎24-8811、内線846-7)

ぼくら の作文

今年こそは、と毎年はりきって目標を立てるが、今までその目標をしつかり守ったことはあまりない。初めのうちは、なんとか守っているが最後まで続かない。

去年も年の初めに、

「本をたくさん読み、短く簡単でもいいから感想を書こう」と、決めた。しかしやっただけは初めのうちだけで、と中から本を読んでも感想を書かなくなってしまう。

でも今年も、小学校生活も最後でもうすぐ中学生になるのだから今まではちがって自分にあつた、むりのない目標を立ててそれを実行していきなさい。今まで少しわがままで、けんかなどしてしまつたが、もっと相手の事を考え、すぐにおこつたりしないように注意していこうと思う。また、けんかなどしてしまうのは、自分にも悪いところがあるのだから、自分の事も反省し悪いところは直していこう。

次に、自分の意志をもつと強く持とうと思う。人の意見に左右され、あとで後悔しないように、気をつけはつきりしていきたい。

今年の目標と夢

子愛 樋口 6年小南霞



川越市で一番といわれるぐらゐ立派な校舎ができ、今そこで勉強できる幸せを日々かみしめている。この新しい校舎をいつまでもきれいにしておこうと、ずい分注意したり一生けんめいそうじをしている。でも、この校舎ともうすぐお別れ、卒業してしまうなんてとても残念だ。先生方とお別れするのもさみしい。でも今度もまた立派な霞ヶ関中学校に入学できる。中学生と聞くとだいたいぶお姉さんになるように、少し不安な気持ちもあるが、友達もふえるし楽しみだ。クラブなどの練習は、きびしそだが自分の好きなクラブにはいって、その練習をするのだから楽しいだろうと思う。わたしはプラスチックにはいって練習したい。楽器は何がいいかな、なんて今からあれこれ考えてしまふ。今わたしは器楽合唱クラブにはいっている。そこで合唱や合奏するクラブの時間がとても楽しい。いろいろな楽器であわせるのは、むずかしいだろうが、みんなの心が一つになって流れるメロディを考えると、今からやってみてい気持でいっばいだ。

これがわたしの今年の目標と夢だ。小学校生活もあとわずか。残り少ない日々を大切に、そして充実したものにし、しっかりと中学生になりたいと思う。

季節の話題

こよみの上では、春はもうそこまですべてきたといふのに太平洋側では冷たい北西風が吹き荒れ、日本海側ではまだ雪が降ります。

データーによりまして、一年中この二月が一番よく雪が降り、また大雪になることが多いようです。

《立春・節分》

寒三十日を切りぬけて、やっとな立春四日にこぎつけた、冬のおわりのこの月を「如月」といいます。衣をさらに着る...という意味と、季節の変わりめの陽気

をさらに迎えるので「気更に来る」という呼び名ができたものと伝えられています。

この季節の変わりめを「節分」といいます。ですから、もとは立春の前日だけでなく、立夏、立秋、立冬の前日も節分といつて、それぞれ祝つたようですが、立春の前日の節分だけは、冬の季節から春の季節に移る分岐点、つまり一年のおわりに当るのでとくに重んじられています。



二月月上旬

一日(土)：テレビ放送記念日

節分の夜「福は内、鬼は外」と大きな声で唱えながら豆をまく習慣は、まだ各地でさかんに行われています。子どものころ、この夜、鬼が来たら豆をぶつけて追い払う...という行事がなんとなく神秘的で、空が暗くなるのを待ちかね、なんべんも戸外のようにすそをかがった思い出を持っていかたものかと思ひます。いかがですか。

三日(月)：節分、豆まき、喜多院節分会
 四日(火)：立春
 五日(水)：初午
 八日(金)：針供養、こと始め
 十一日(火)：建国記念日、文化勲章制定記念日、下老袋氷川神社の弓取式

市民会館 2月のおもな催しもの

(1月10日現在ホールのみ)

日	催し	入場方法	開演時間	主催者
1(土)	川越農業高校吹奏楽部定期演奏会	入場券100円	PM:1.50	県立川越農業高校 22-4148
2(日)	「深心のついでに」	入場券1,000円	PM:1.00	埼玉日青会 22-2642(森田)
9(日)	ピアノ発表会	無料		協田新町 佐藤順子
15(土)	公開放送「8時だヨ!全員集合」	招待券	PM:8.00	東京放送(TBSテレビ) 03-584-3111
19(水)	落語名人会	入場券900円	PM:2.00 PM:6.30	民音大宮サービスセンター 0486-43-4386
22(土)	公開録画「シャープスターアクション」	整理券		日本テレビ 03-265-2111
27(木)	いずみたくシンガーズリサイタル	会員制1,500円	PM:6.30	川越労音 23-0656

※おもにどなたでも入場できるものを掲載しました。
 ※主催者の都合により、一部変更になる場合もあります。
 ※入場券のお申込みやお問い合わせはそれぞれの主催者へ。
 ◎15日(土)の「8時だヨ!全員集合」の招待券は往復ハガキに住所氏名・年齢・職業を書いて(復信にも自分の住所・氏名を書いてください)東京都港区赤坂5丁目3-6(〒107)TBSテレビ「8時だヨ!全員集合」川越係へお申し込みください(1人1枚)
 (注)...(市民会館では配りません)
 ◎22日(土)の「シャープスターアクション」の整理券は、2月16日(日)午前9時から市民会館で先着順(1人1枚)にさしあげます。
 ◆7月中の市民会館使用申込みは2月1日(土)午前9時から正午までお受けします。(くわしくは、市民会館☎22-4678へ)



三久保町 俳句会

十二月句会

年の瀬や畳屋の針陽を撥ねて 岡村 静枝
 枯菊を焚く香まといて今日終る 矢島 政子
 鏡台にうすき塵あり年の暮 伊藤さだめ
 切干の蠅みじろかず日が淡し 福田 益子
 残菊の鉢置きしまま引越せり 筋野 静香
 異国の友羽田に送り冬霞 小林すみ子
 白壁に貼絵の如し冬紅葉 小杉 綾子
 埋火やひそひそ話す女声 町田 安子
 障子貼り二人も帯売りが来し 木原 静子
 綿虫のためたふ午後墓まいり 丹後ひで子
 風が風追いかけて行く枯尾花 福原 静江
 初孫の生れし話枇杷の花 勝浦 白舟
 笹鳴や陽を遠くして光る水 笹川伊佐緒
 来し方をふり向く齡冬至柚子 小林 三清
 末枯や岨に貼りつく草の夢 佐藤 美舟

請負契約 小学校増築工事など四件

- △ 第一種中層耐火構造市営住宅新築工事（追加工事）請負契約について
- は、第一種中層耐火構造市営住宅新築工事（追加工事）見積の結果で、その内容は
- 一、契約の目的 第一種中層耐火構造市営住宅新築工事（追加工事）
 - 二、契約の方法 随意契約
 - 三、契約の金額 金四千万円
 - 四、契約の相手方 川越市新富町二丁目三十番地一 増田建設株式会社
 - 五、工期 本契約締結の日から
- △ 川越市滝ノ下終末処理場汚泥脱水機工事請負契約について
- は、川越市滝ノ下終末処理場汚泥脱水機工事入札の結果で、その内容は
- 一、契約の目的 川越市滝ノ下終末処理場汚泥脱水機工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金一億二千三百万円
 - 四、契約の相手方 東京都中央区佃二丁目十七番十五号 月島機械株式会社
 - 五、工期 本契約締結の日から
- △ 川越市立川越小学校増築工事請負契約について
- は、川越市立川越小学校増築工事入札の結果で、その内容は
- 一、契約の目的 川越市立川越小学校増築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金六千万円
 - 四、契約の相手方 川越市広栄町四番地十六 川水建設株式会社
 - 五、工期 本契約締結の日から
- △ 川越市立山田小学校増築工事請負契約について
- は、川越市立山田小学校増築工事入札の結果で、その内容は
- 一、契約の目的 川越市立山田小学校増築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金五千五百五十万円
 - 四、契約の相手方 川越市大字鯨井千六百十九番地 初雁興業株式会社
 - 五、工期 本契約締結の日から
- △ 川越市立泉小学校体育館新築工事請負契約について
- は、川越市立泉小学校体育館新築工事入札の結果で、その内容は
- 一、契約の目的 川越市立泉小学校体育館新築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金五千五百五十万円
 - 四、契約の相手方 川越市大字鯨井千六百十九番地 初雁興業株式会社
 - 五、工期 本契約締結の日から



川越小学校

- △ 川越市立山田小学校増築工事請負契約について
- は、川越市立山田小学校増築工事入札の結果で、その内容は
- 一、契約の目的 川越市立山田小学校増築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金五千五百五十万円
 - 四、契約の相手方 川越市大字鯨井千六百十九番地 初雁興業株式会社
 - 五、工期 本契約締結の日から
- △ 川越市立泉小学校体育館新築工事請負契約について
- は、川越市立泉小学校体育館新築工事入札の結果で、その内容は
- 一、契約の目的 川越市立泉小学校体育館新築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金五千五百五十万円
 - 四、契約の相手方 川越市大字鯨井千六百十九番地 初雁興業株式会社
 - 五、工期 本契約締結の日から



砂新田川丁目になった地域

- △ 川越市と坂戸町及び鶴ヶ島との境界変更について
- は、日本住宅公団施工の坂戸都市計画事業及び川越都市計画事業富士見土地区画整理事業による住宅団地及び工業団地造成に伴い、住民の便宜及び行政執行の合理化を図るため、川越市から坂戸町及び鶴ヶ島町に編入する区域、並びに坂戸町及び鶴ヶ島から川越市に編入する区域を定めたものである。

境界変更

- △ 川越市と坂戸町及び鶴ヶ島との境界変更について
- は、日本住宅公団施工の坂戸都市計画事業及び川越都市計画事業富士見土地区画整理事業による住宅団地及び工業団地造成に伴い、住民の便宜及び行政執行の合理化を図るため、川越市から坂戸町及び鶴ヶ島町に編入する区域、並びに坂戸町及び鶴ヶ島から川越市に編入する区域を定めたものである。

区域を定める

町の区域をあらたに画すること

とについて

は、川越都市計画高階第一土地区画整理事業の工事完了に伴い、住民の便宜及び行政執行の合理化を図るため、あらたに「砂新田一丁目から四丁目」までを画する区域を定めたものである。

教育委員会 委員を同意

市議会第七回定例会の最終日（十二月二十五日）に、十二月二十日をもって任期満了となる、教育委員会委員を再選したい、との提案がありましたので、地方行政の組織および運営に関する法律第四十条第一項の規定により、つぎの委員を「同意」いたしました。

▽ 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

記

川越市富士見町二十二番地六 鈴木 威

明治四十年二月四日生

議事を傍聴

市議会は毎年三月、六月、九月、十二月の四回、定例会が開かれておりますので、ぜひ傍聴にお出かけ下さい。

昭和48年度 一般・特別 会計決算は継続審査

市議会第七回定例会第一日（十二月七日）に提案理由の説明があり、第四日（十二月十日）に「決算特別委員会」を設置し、その審査の付託を受け、第十一日（十二月十七日）に慎重に審査しましたが、なお審査する必要があるため、次の議案は決算特別委員長報告どおり「継続審査」とすることに決定しました。

▽ 昭和四十八年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について

▽ 昭和四十八年度川越市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について

▽ 昭和四十八年度川越市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について

▽ 昭和四十八年度川越市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

▽ 昭和四十八年度川越市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

▽ 昭和四十八年度川越市真土川下水路建設事業特別会計歳入歳出決算認定について

▽ 昭和四十八年度川越市川越都市計画高階第一土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

▽ 昭和四十八年度川越市川越都市計画川越駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

なお、本決算審査のための特別行について

委員会の構成は、つぎのとおりです。

委員長 武定雄
副委員長 伊藤義郎
委員 宇津木清蔵
委員 矢部正左衛門
委員 中村光男
委員 山田貞男
委員 天沼半右衛門
委員 荒井習一
委員 山村健仁
委員 中村源次
委員 新山昌司

△ 川越市道路線の認定について

は、道路敷寄付に伴い、脇田新町地内の二路線を市道として認定したものである。

△ 川越市道路線の認定について

は、川越市道路線の認定について

は、豊田本宅宅地造成に伴い

△ 川越市道路線の廃止について

は、川越市道路線の廃止について

は、市道として存置する必要がないので、大字豊田本字白山前地内の市道五五六七号線を廃止したものである。

△ 川越市道路線の認定について

は、工場敷地内通路となるため

△ 川越市道路線の認定について

は、高等学校建設に伴い、大字藤倉、豊田本、及び豊田新田地内の市道二路線を廃止し、あらたに同地内の二路線を市道として認定したものである。

道路の認定・廃止など



認定された今福地内の市道

- 市議会第七回定例会では、三日間にわたり次の議員から一般質問が行われました。
- ※ ※ ※
- 安田 謙之助 議員
- 一、重度心身障害者対策について（主として精神病者について）
 - 二、大衆浴場対策について
 - 三、川越まつりの運営等について
- 間仁田 春二 議員
- 一、市道路占用関係について
 - 二、トレーニングセンターの建設について
- 城南中学校にプールの建設

- 伊藤 義郎 議員
- 一、中央小学校の校舎改築並びに体育館建設について
- 水村 高次 議員
- 一、河川敷運動場の設置について
- 一般質問
- 二、枯草・防火の対策について
- 三、ゴミ収集所の清掃について
- 菊地 実 議員
- 一、飲料水源の安全確保とシアン流出問題等について
 - 二、統一地方選挙と選挙公報の発行について
- 木村 豊太郎 議員
- 一、保育問題について
 - 二、特別職と管理職について

- △ 第六日（十二月十二日）前日に引続いて四議員による一般質問を実施。
- △ 第七日（十二月十三日）前日に引続き議員による一般質問を実施。追加議案四件提案。
- △ 第八日（十二月十四日）総務文教、厚生、建設の四常任委員会が付託案を審査。
- △ 第九日（十二月十五日）日曜日のため本会議休会。
- △ 第十日（十二月十六日）文教建設の両常任委員会が付託案を審査。
- △ 第十一日（十二月十七日）決算特別委員会が開催され、正副委員長を互選し付託案を審査。
- △ 第十二日（十二月十八日）から第十五日（十二月二十一日）までは委員長報告整理のため本会議休会。
- △ 第十六日（十二月二十二日）日曜日のため本会議休会。
- △ 第十七日（十二月二十三日）各常任委員長報告調整のため本会議休会。
- △ 第十八日（十二月二十四日）委員会会議録印刷製本のため本会議休会。
- △ 最終日（十二月二十五日）請願並びに議案審査の経過及びその結果について、決算特別委員長・各常任委員長の報告があり、その報告に対する討論の後、請願三件を「採択」、議案三十八件を「原案可決」し、昭和四十八年度決算十二件を「継続審査」と決定。続いて追加議案に対する提案理由の説明の後、教育委員会を「同意」し閉会。

議事のあらまし

- △ 第一日（十二月七日）会期を十九日間と決定、諸報告のうち継続審査となっていた「昭和四十八年度川越市水道事業決算認定について」及び「交通諸問題の総合的対策について」両特別委員長報告がなされ審議の結果決算を「認定」し、交通諸問題を「継続審査」と決定。続いて「昭和四十八年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について」ほか四十五議案の提案理由の説明など。
- △ 第二日（十二月八日）日曜日のため本会議休会。
- △ 第三日（十二月九日）議案研究のため本会議休会。
- △ 第四日（十二月十日）提案案に対する質疑の後、関係各常任委員会にその審査を付託する。昭和四十八年度決算十二件については「決算特別委員会」を設置し、その審査を付託。
- △ 第五日（十二月十一日）通告順にしたがい、三議員による一般質問を実施。

- △ 第六日（十二月十二日）前日に引続いて四議員による一般質問を実施。
- △ 第七日（十二月十三日）前日に引続き議員による一般質問を実施。追加議案四件提案。
- △ 第八日（十二月十四日）総務文教、厚生、建設の四常任委員会が付託案を審査。
- △ 第九日（十二月十五日）日曜日のため本会議休会。
- △ 第十日（十二月十六日）文教建設の両常任委員会が付託案を審査。
- △ 第十一日（十二月十七日）決算特別委員会が開催され、正副委員長を互選し付託案を審査。
- △ 第十二日（十二月十八日）から第十五日（十二月二十一日）までは委員長報告整理のため本会議休会。
- △ 第十六日（十二月二十二日）日曜日のため本会議休会。
- △ 第十七日（十二月二十三日）各常任委員長報告調整のため本会議休会。
- △ 第十八日（十二月二十四日）委員会会議録印刷製本のため本会議休会。
- △ 最終日（十二月二十五日）請願並びに議案審査の経過及びその結果について、決算特別委員長・各常任委員長の報告があり、その報告に対する討論の後、請願三件を「採択」、議案三十八件を「原案可決」し、昭和四十八年度決算十二件を「継続審査」と決定。続いて追加議案に対する提案理由の説明の後、教育委員会を「同意」し閉会。

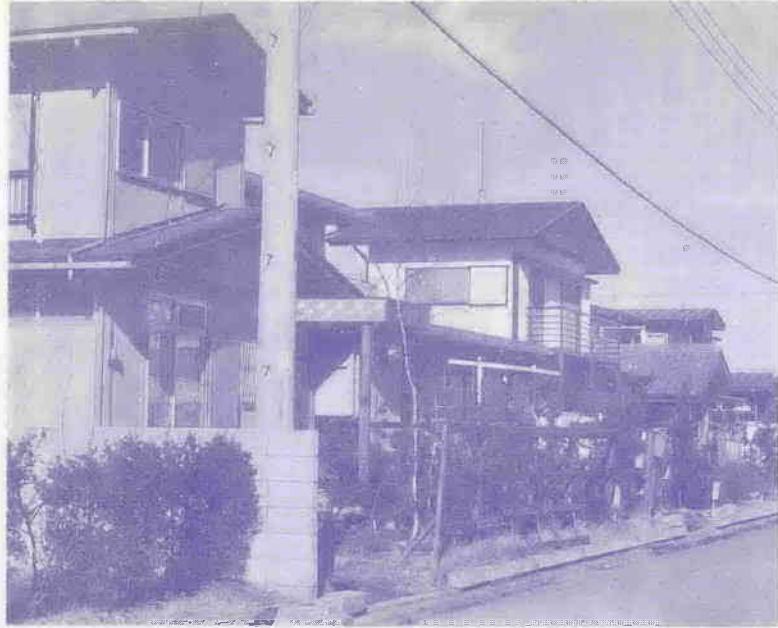
保育をよくする会長、増田寧氏ほか一〇七七〇名より提出されたものです。

▼寺尾原地区に下水道設置方請願について(採択)

は、当地区は新河岸駅の東南およそ四百米に位置し、戸数百あまりで十数年前から畑地を開発した新興住宅地で今尚家屋は逐年増加の一途にあります。もとより下水道はなくおのおのの自宅内に吸込穴を作り汚水の処理をして居ります。吸込穴はわづか数年でその機能を失い掘替をしなければならぬ状況になります。多くの家は土地が狭く掘替する場所もありません。従って日常使用する水を制限したり、或いは風呂の水を分割して流したり、など苦心して急場を凌いで居る次第であります。何卒以上申述べました窮状御賢察下され、私共地区住民のため一日も早く下水道が設置されます様、特段の御配慮をお願い申し上げます。との主旨により、川越市寺尾第二地区代表、伊東一栄氏ほか六七名より提出されたものです。

▼霞ヶ関小学校・霞ヶ関南小学校区に公立の学童保育室開設に関する請願について(採択)

は、請願項目
(一) 霞ヶ関小学校・霞ヶ関南小学校区内の公共用地に公立の学童



学童保育室の開設を望む霞ヶ関地区

保育室を開設して下さい。
(二) 暫定的な処置として自主運営を行っている学童保育室に対し諸経費の負担をして下さい。

請願理由

急激な人口増を続ける川越市において都市計画文教行政等をはじめとする諸行政に日夜ご努力されている事に対し、深く感謝申しあげます。当霞ヶ関地区も人口増と共に働く母親の数は年々増加しており、霞ヶ関南小学校の調査でも学童世帯の六十%以上が共働き家庭であるという事を聞いております。それだけに学童の下校後の生活環境は、交通事故の危険性をはじめ遊び場の少なき等悪化の一途です。

このような状況の中で母親が安心して働き学童も下校後の生活を安心して送る為、有志によって暫定的な処置としての学童保育室の自主運営をはじめました。しかしながら学童保育の運営諸経費はインフレ高物価の折父母負担の重負となっており、きびしい状況にあります。

川越市におかれましては「学童保育をより安全に健康に」という児童憲章の主旨の立場から学童保育には特段のご理解を示され、学童保育室条例を設置されたわけですが当校区内にも公立学童保育室を一日も早く設置されますと共に当面の運営に対し、諸経費の負担をお願いしたく、川越市大字笠幡五〇二四ノ二七八、霞ヶ関小学校霞ヶ関南小学校学童保育の会代表窪田章子氏ほか九〇一名より提出されたものです。

交通問題の総合的対策 さらに継続審査

本市の交通問題を総合的に解明するため設置された交通対策特別委員会は、その後その継続審査の付託を受けておりました。



市議会運営委員会構成される

昭和四十八年十一月二十五日に次の議員により、市議会運営委員会が設置されました。

- 委員長 戸田 正雄
- 副委員長 宇津木 克雄
- 委員 中里 甲子寿
- 委員 矢部 正左衛門
- 委員 小金井 正三
- 委員 山村 健仁
- 委員 水口 和夫
- 委員 石川 新平
- 委員 清水 正平
- 委員 新山 昌司

そのため、地方自治法第百十条第三項の規定により「継続審査」とすることに決定いたしました。



十一月五日午前十時から、市役所第四委員会室において「昭和四十八年度水道事業決算認定について」を審査するため、水道決算特別委員会が開催されました。

題の総合的対策について」を審査するため、交通対策特別委員会を開催しました。

十月十五日午前九時に、三島市議会議員が「庁舎建設関係について」の行政視察のため来庁しました。

十一月十一日午前十時から、坂戸町役場で坂戸・鶴ヶ島・川越地域開発連絡協議会が開催され、市議会議長が出席しました。

十一月二十五日午後一時から市役所第三委員会室において「第七回定例会市議会運営について」を協議するため、市議会運営委員会が開催されました。